

(第一類 第三十八回国会 内閣委員会 第一號)

(一一一)

第三十八回国会 内閣委員会 錄 第六号

昭和三十六年二月二十三日(木曜日)
午前十時五十四分開議

出席委員
委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公韶君

理事草野一郎平君 理事高橋 等君

理事宮澤 嵐勇君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 権作君

佐々木義武君 島村 一郎君

服部 安司君 藤原 節夫君

保科善四郎君 前田 正男君

山花 秀雄君 受田 新吉君

出席政府委員
総理府総務長官 藤枝 泉介君

総理府総務副長 佐藤 朝生君

総理府事務官 大竹 民勝君

総理府特別地域連絡局長 宮内庁次長 瓜生 順良君

総理府事務官 小畠 忠君

自治政務次官 渡海元二郎君

自衛事務官 柴田 譲君

自治事務官 (税務局長) 後藤田正晴君

委員外の出席者

本日の会議に付した案件

二月二十一日

沖縄における模範農場に必要な物品
及び本邦と沖縄との間の電気通信に

必要的な電気通信設備の譲与に関する
法律案(内閣提出第三〇号)

傷病恩給の是正に関する請願 (宇野
宗佑君紹介)(第六〇六号)

同(島村一郎君紹介)(第六〇七号)

同一件(丹羽喬四郎君紹介)(第六
〇八号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第七〇四号)

同(檜橋渡君紹介)(第七〇五号)

金鷗勲章年金及び賜金復活に関する
請願(上林山榮吉君紹介)(第六〇九
号)

同一件(柳谷清三郎君紹介)(第六
一〇号)

同(檜橋渡君紹介)(第七〇六号)

戦没旧軍人の階級に関する請願外一
件(生田宏一君紹介)(第六一一号)

建國記念日制定に関する請願外八件
(簡牛丸夫君紹介)(第六一二号)

同一件(床次徳二君紹介)(第七〇
三号)

暫定手当解消に関する請願 (川野芳
顯君紹介)(第七〇七号)

旧軍人恩給の加算制復元に関する請
願(山口好一君紹介)(第七〇八号)

農地被買収者問題調査会法撤廃等に
関する請願外十件(高田富之君紹介
(第七〇九号))

○久野委員長 これより会議を開き
ます。北海道東北開発公庫法の一部を改正
する法律案を議題とし、政府より提案
理由の説明を求めます。小澤国務大臣。

法律案(内閣提出第三〇号)
北海道東北開発公庫法の一部を改正する
法律案(内閣提出第四九号)
沖縄における模範農場に必要な物品
及び本邦と沖縄との間の電気通信に
必要な電気通信設備の譲与に関する
法律案(内閣提出第六〇号)

第十条第二項中「理事」を「副總
裁及び理事」に改める。
第十四条中「理事」を「副總裁」
に改める。
第十五条中「公庫の職員」を「理
事又は公庫の職員」に、「公庫の業務
の一部」を「従たる事務所の業務」
に改める。

この法律は、昭和三十六年四月一
日から施行する。

佐して公庫の業務を掌理し、總裁
に事故があるときはその職務を代
理し、總裁が欠員のときはその職
務を行なう。

支店にほとんどくぎづけされる実情で
あり、また設備投資意欲の増大に伴
いまして、今後も資金量が増加する傾向
にあり、業務もますます複雑、繁忙の
度を加えて参り、現在の役員構成では
新しい情勢に対処することが困難に
なって参りますのみならず、北海道、
東北にまたがる業務を能率的に遂行し
得るような体制を確立することが必要
であると認めまして、この際新たに副
總裁一人増員いたしたいと存する次
第であります。

なお、公庫の業務の代理権に関する
規定の整理をもあわせて行ないたいと
存じております。

以上がこの法律案を提出する理由で
あります。次にその要旨について御
説明申し上げます。

改正の第一点は、第八条の役員のう
ちに副總裁一人を加えるとともに、こ
れに伴い、役員の職務権限、任命及び
代表権に関する第九条、第十条及び第
十四条の規定を整理したことであります。

改正の第二点は、代理人の選任に関
し、總裁は、公庫の職員のみならず、
理事をも代理人として選任し得るとし
ます。

以上の要旨を御説明申し上げ
ます。

以上がこの法律案の提案理由及びそ
の要旨であります。何とぞ慎重御審
議の上、すみやかに御可決あらんこと
いたしましたことと存ります。

以上がこの法律案の提案理由及びそ
の要旨であります。何とぞ慎重御審
議の上、すみやかに御可決あらんこと
いたしましたことと存ります。

2 副總裁は、公庫を代表し、總裁
の定めるところにより、總裁を補
充する。

2 副總裁は、公庫を代表し、總裁
の定めるところにより、總裁を補

充する。

北海道東北開発公庫は、昭和三十一
年に発足以来、現在までの四年間に約
六百億円に上る融出資実積を示してお
りまして、三十六年度予定の原資(百九
十億円)を加えますと、融出資実積は約
八百億円の巨額に上るのであります。

に特にそういうことはわれわれよりは通じているのかもせんけれども、どうも話が進んでいかないといふところは、世論とか民情をよく受け入れるという反面に、圧力団体みたいなものにあまり心を使い過ぎているのじゃないか。こう思うのです。現行から、たとえば皆さんの今新聞などで報じられている五百円くらいから上に課税するといふことになると、地方税にどれくらいしわ寄せされますか、一つ聞かしていただきたい。

○渡海政府委員 ただいま特定の関係者から圧力的なといふことがございましたが、税金でございますから、これに関する方々から減税等に対する御要望があることは、どの税目についても当然のこととございます。私たちもそれらの事情を聞くことはやぶさかではないございませんが、その圧力によって動かされるといふことはない。ただ現在の地方税の中には、いろいろ改善合理化すべき問題は多々ござります。

今回問題になつております住民税の問題あるいは電気ガス税の問題もしくは遊興飲食税の問題、その他二、三小さい点で残っております。遊興飲食税の問題につきましても、改善合理化すべき点は多々ござります。ただ一方地方財政の現状といふことからいたしませば、その点が非常に困難である。しかしながらそれを全部やると、また地方財源に非常に大きな支障を来たす、そのためにつきまして、現在調整を急いでおるございまして、現在調整を急いでおる

にあまり心を使い過ぎているのじゃないか。こう思ふのです。現行から、たとえば皆さんの今新聞などで報じられている五百円くらいから上に課税するといふことになると、地方税にどれくらいしわ寄せされますか、一つ聞かしていただきたい。

○渡海政府委員 ただいま特定の関係者は千円までの免税点と、うふうに、五百円までの免税点といふように、二億程度の減税になる、かよう考へておられます。

○石山委員 業者の御意見も私は聞いてよろしいと思うのですが、地方の知事さんの御意見も聞いておりますか。知事さんたちとは、この政策はあまりほめた政策でないといふに言つていいのです。それは自民党的前に行けば言わぬかもしれないけれども、われわれが聞いてみますと、地方の知事さんは、それは動かしてもらつては困るといつたのです。それは動かしてもらつては困るといふ御意見が多いように聞いているのですが、そういう点はどうなんですか。

○渡海政府委員 もちろん地方財政の現状を勘案しつつ減税を行なつたのでございまして、全国知事会あたりから持つてゐるといふうな態度で、政府は予算をやつてゐるのです。だから理諭じゃないでしょ。それはどうなんですか。編成権を持つてゐるといふうな態度で、政府は、大蔵省原案と、最後に引き上がつたならば、その点が非常に困難である。まただいまあげましたよううちからどれだけをとつてやつていくかといふことになりましても、おのづから軽重の順も非常に困難である。しかしながらそれを全部やると、また地方財源に非常に大きな支障を来たす、そのためにできないといふうな事情もございまして、現在調整を急いでおる

ような状態でございます。
なお、ただいま申されました普通五戦等、ずっと年末から見ていますと、一体政府は予算編成権を持つてゐるのかどうかといふうな疑いも持つのです。それはなぜかというと、一にも二しかねるのでございますが、ただ從来参議院で附帯決議のありましたような点につきましては、ちょっと御答弁

が、どうも私は今度の予算のぶんなりますが、どうかという態度の問題であろうと思ひます。
な次第でございます。
戦等、ずっと年末から見ていますと、一体政府は予算編成権を持つてゐるのかどうかといふうな疑いも持つのです。それはなぜかというと、一にも二しかねるのでございますが、何でもみんな与党と話を聞いていても、野党には質問があるけれども、与党には質問がないといふうな変な格好になつてゐる。やれば八十長質問といふことになる。だから厳格に政府が予算編成権を持つとすれば、きせんとしてやるべきだと思うのです。そうでないと国会はだれ見てしまつて、とたんに野党がもつて見えます。それで、そぞうだと思うのです。

○石山委員 どうも私が言うといやみでございますが、見てみると、政会を開いても、野党には質問があるけれども、与党には質問がないといふうな変な格好になつてゐる。やれば八十長質問といふことになる。だから厳格に政府が予算編成権を持つとすれば、きせんとしてやるべきだと思うのです。そうでないと国会はだれ見てしまつて、とたんに野党がもつて見えます。それで、そぞうだと思うのです。

府原案は一兆八千億、それが与党では二兆三千億ですか、その間をとつて二兆一千億になつてゐる。どこに確信があつて案を出しているか、わからないぢやないですか。いわゆる五年なら五年を見通してやるとするならば、一兆円の中で、なるほど三百億しか違わないといつても、そんなものぢやないであります。あとで四百億の補正を組んだりして、いるところを見ると、これはなかなか大きい金が動いていることは事実です。

○渡海政府委員 積算の基礎と申しますが、数字はただいま御指摘の通りそろ長くかかるものではございませんし、はつきりとしておるのであります。ただ現在の遊興飲食税の中には非常に不合理な点が多くあるということは、石山委員もよく御承知であるところでござります。

○藤枝政府委員 石山さん十分御承知の通り、予算編成の過程におきまして、大蔵省原案と、最後に引き上がつて政府が責任を持って出しました予算の通り、大蔵省原案と、最後に引き上がつて、大蔵省原案と、最後に引き上がり早くきめないと、すぐ響いてくる話でござります。それを調整だとか、承知いたしております。しかしながらそれが御承知のこととあります。その間他の減税税目とどちらを先にとるか、あるいは地方財源がそれによつてどうなるかといふうことにつきまして、調整しておるのでございません。なお、いつごろできるかと云ふことは、石山委員もよく御承知であろうと思ひます。そこでこれをこの際改正しては、どうかというふうな御意見のあることでも、これは御承知のこととあります。その間他の減税税目とどちらを先にとるか、あるいは地方財源がそれによつてどうなるかといふことにつきまして、調整しておるのでございません。なお、いつごろできるかと云ふことは、石山委員もよく御承知であろうと思ひます。そこでこれをこの際改正しては、どうかというふうな御意見のあることでも、これは御承知のこととあります。その間他の減税税目とどちらを先にとるか、あるいは地方財源がそれによつてどうなるかといふことにつきまして、調整しておるのでございません。なお、いつごろできるかと云ふことは、石山委員もよく御承知であろうと思ひます。

う問題はそんない内容を調べても三百円でやつた積算の基礎があるので、これから五百円の積算と、いうものは、一ヶ月も一ヶ月も何を一体いじつてそんなに時間がかかるのですか。何を探しているのですか。米を一粒々々数えているのですか。一粒々々数えたつて二百円ぐらゐの量はすぐ數え切れますよ。調整日々といふうに政務次官はおっしゃるけれども、それは調整じゃなくて二百円ぐらゐの量はすぐ數え切れますよ。調整日々といふうに政務次官はおっしゃるけれども、それは調査じゃないです。調整といふものは、そういうものじやない。自信があつて自信の中にはんときめられると、いつごろまでにこれはきめられるのでござります。

○石山委員 藤枝長官にお聞きします

ております。

○石山委員 私、先日の委員会で自治省の方々に対して、人員が不足な点と

あるいは官厅の住居が狭い点を同

情を申し上げているわけですが、政務

次官は暖かい方の人ですから、一

言だけ雪害の点に関して、自治省はよ

ろしく勉強していただきたい。この前

のときは自治省の官房長や税担当

の方々から、それぞれ理解のある答弁を

いただいておりますけれども、府の

トップに立つ方々からまだ回答をいた

だいておりません。私せんだけ郷里

に帰ってみて、一ヶ月たって帰ったの

ですが、予想以上に雪害の状態はひど

いものがあります。たとえばすぐ考

えられることは、交通途絶などはすぐ考

えられます。それから燃料が高くなる

ということも考えられます。それにつ

れて物価も上がる。そのほかにまずい

話ですけれどもくみ取り、いわゆる黄

金のくみ取りにも差しつかえるような

状態が起きておる。こまかいことを言

えば、日々の生活のそんなものまで雪

害のために押さえられているというのが

現状でした。これに對しては特別交付

金等によってかなり有利に積算をして

いたが、こういうふうな事務当局の

話もあるわけですが、今までの積算の

過程をふくらましたくらいでは、とて

もの窮状は教われるような状態でな

いと思います。これから一つ現地を視

察していただけばなおさらいいと思う

のですが、積算の率をふくらますとい

うくらいでなく、別途のいわゆる教

助方法と、いうものを考えていただかな

ければならない段階だと思う。まだ事

務当局では調査をしていないと言つて

おりました。出された書面によつて整

理をして特交等によつてそれを補う、この席で

るよう極力善処することを、この席で
お誓いたします。

○石山委員 それからきょう法案を上

されるうらみがあるような気がします

ので、全部回らなくてもいいと思いま

すけれども、一二三の県でいいと思う

が、やはり自治省として見ておいて査

定する必要があるのではないかといふ

のが私の意見ですが、その点に関して

政務次官の御意見を伺いたいと思い

ます。

○渡海政府委員 ただいま雪害のこと

でございましたが、各県からの事情も

よく聽取らせて、ちょうど特別

交付税の計算期でもございますので、

これらの事情を各県のそれぞれの係を

通じましてよく聞きまして、処置さし

ていただいております。これらの額で

は救い切れないということをございま

すが、総額がおのずから限界のある交

付税でございますので、御指摘の通り

ございませんか。人も足りないとい

うし、観察もできないというし、ちっ

ぽけな飲食税の問題一つでさえも手に

あぐねてもたもたやっている。考えて

みたら省から府から省になつたてしま

う。やはり府から省になつたのだから

、なつた初めての通常国会ですか

は、それぞれの被害の状況に応じまし

て、できるだけ地方自治体としてなす

べきことはなし得るように処置を進め

ていきたい、かように考えております。

います。なおこれらの点につきまして

は、それぞれの被害の状況に応じまし

て、できるだけ地方自治体としてなす

べきことはなし得るように処置を進め

ていきたい、かように考えております。

は、それぞれの被害の状況に応じまし

て、できるだけ地方自治体としてなす

べきことはなし得るように処置を進め

ていきたい、かように考えております。

どこかにしかれなければいけないと思
います。この前のときはこういう御答
弁もいただいておるのは、予算をう
さがれられるのだと、それも一つの手だ。
お預けですからこれで終わりになる
ことがあります。僕は自治庁から自治省
になるときに、いろいろな質問をした
わけです。府から省になればいいこと
があるという御意見でしたが、いいこ
とはさっぱり見えないじゃないですか
か。省になつたらやはり地方の自治団
体からなるほどと信頼を受けるよう
な施策の一つ二つ、今回の国会に出し
ていただいておきます。これらの額で
は救い切れないということをございま
すが、総額がおのずから限界のある交
付税でございますので、御指摘の通り
ございませんか。人も足りないとい
うし、観察もできないというし、ちっ
ぽけな飲食税の問題一つでさえも手に
あぐねてもたもたやっている。考えて
みたら省から府から省になつたてしま
う。やはり府から省になつたのだから
、なつた初めての通常国会ですか
は、それぞれの被害の状況に応じまし
て、できるだけ地方自治体としてなす

いたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○久野委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、そのように決しました。

次会は公報をもつてお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたし

ます。

午前十一時二十五分散会

〔参考〕

自治省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一九号)に関する報
告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第三〇号)に関する報
告書〔別冊附録に掲載〕

ております。

○久野委員長 御異議なしと認めま
す。

〔参考〕

自治省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一九号)に関する報
告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第三〇号)に関する報
告書〔別冊附録に掲載〕

ております。

○久野委員長 他に御質議はあります
か。

〔参考〕

自治省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一九号)に関する報
告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第三〇号)に関する報
告書〔別冊附録に掲載〕

ております。

○久野委員長 御異議なしと認めま
す。

〔参考〕

自治省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一九号)に関する報
告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第三〇号)に関する報
告書〔別冊附録に掲載〕

ております。

○久野委員長 御異議なしと認めま
す。

〔参考〕

自治省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一九号)に関する報
告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第三〇号)に関する報
告書〔別冊附録に掲載〕

ております。

昭和三十六年一月二十五日印刷